

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第37号
事故等名	モーターボートベル乗揚
発生年月日	平成20年9月11日 12時30分ごろ
発生場所	明治百年記念展望台から真方位284° 1,500m
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月14日 横浜・地方事故調査官が船長に損傷状況等について 電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	モーターボートベル 5トン未満(8.3メートル) 232-30980 個人所有
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	
乗組員等に関する情報	船長 二級小型船舶操縦士
負傷者	負傷者 なし
損傷	推進器プロペラブレード損傷
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗船して、定係地である浦安マリーナから第一海堡に向けて航行し、上記発生場所付近にて錨泊場所を選定中、平成20年9月11日12時30分ごろ、第一海堡北側の浅瀬に乗り揚げた。 当時の天候曇、風力3の北北東風、潮候上げ潮のほぼ中央期であった。
事実を認定した理由	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 判明した事項の解析 本船は、水路調査を十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が水路調査を十分に行わなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。
その他の事項	なし